1 審議会の結論

福岡県知事(以下「実施機関」という。)が、令和2年4月17日2北筑保第502号で行った個人情報部分開示決定(以下「本件決定」という。)において不開示とした情報のうち、措置入院者の症状消退届に記載された「主治医氏名」及び「県職員の印影」並びに精神障害者等の保護通知書に記載された「発見又は保護の状況(110番通報の内容の部分を除く。)」は開示すべきであるが、その他の部分については不開示が妥当である。

2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象個人情報

審査請求に係る対象個人情報(以下「本件個人情報」という。)は、精神障害者等の保護通知書、措置入院者の症状消退届及び措置入院患者の定期病状報告書に記載された審査請求人の個人情報である。

(2) 本件個人情報の開示決定状況

実施機関は、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。)第17条第1項の規定により、本件個人情報のうち、措置入院者の症状消退届に記載された「措置症状の消退を認めた精神保健指定医氏名」、「主治医氏名」、「管理者の印影」、「県職員の印影」及び措置入院患者の定期病状報告書に記載された「生活歴及び現病歴に係る陳述者氏名及び続柄」、「診察した精神保健指定医氏名」、「管理者の印影」の情報については、条例第14条第1項第1号(開示請求者以外の個人に関する情報)に該当するとして、不開示としている。

また、精神障害者等の保護通知書に記載された「発見又は保護の状況」、措置入院者の症状消退届に記載された「病名」、「入院以降の病状又は状態像の経過」、「措置解除後の処置に関する意見」、「訪問指導等に関する意見」及び措置入院患者の定期病状報告書に記載された「病名」、「生活歴及び現病歴」、「過去6か月間の治療内容とその結果(措置入院後3か月の場合は過去3か月間)」、「今後の治療方針」、「処遇、看護及び指導の現状」、「重大な問題行動」、「現在の精神症状、その他重要な症状、問題行動等、現在の状態像」、「診察時の特記事項」の情報については、条例第14条第1項第5号(評価判断情報)に該当するとして、不開示としている。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定のうち不開示に関する処分の取消し を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、令和2年4月3日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の

規定により、本件個人情報の開示請求を行った。

- イ 実施機関は、令和2年4月17日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に 通知した。
- ウ 審査請求人は、令和2年7月10日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。
- エ 実施機関は、令和2年9月28日付けで、福岡県個人情報保護審議会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 条例第14条第1項第1号該当性について

- ア 定期病状報告書に記載された「生活歴及び現病歴の本人以外の陳述者氏名及び 続柄」、「精神保健指定医氏名」、「管理者の印影」、措置入院者の症状消退届に記載 された「精神保健指定医氏名」、「主治医氏名」、「職員の印影」、「管理者の印影」は、 開示請求者以外の個人に関する情報であるものの、開示することにより当該個人の 正当な利益を害するおそれは認められない。
- イ この点について、開示することにより当該個人の正当な利益を害するおそれに 関する具体的な理由は記載されていないものの、当該個人に対し、恨みを抱き、攻 撃的な言動に出るという理由であれば、全く科学的根拠や正当性がなく、まさに精 神障害に対する差別、偏見そのものであり、到底許されない。
- ウ 特に「主治医の氏名」は、開示請求者も既に知っているものの、同主治医に対して、攻撃的な言動がなく、開示によって同主治医が不利益を被るおそれは皆無である。
- エ 措置入院は、本人の身体の自由(憲法第18条)を奪う強制処分であるため、適 正手続、すなわち、十分に防御の機会が与えられていなければ、およそ正当化され ない。措置入院の基礎となる情報が開示されなければ、十分な防御の機会が与えら れているとはいえず、適正手続の保障の観点から情報開示の必要性は極めて高い。 いずれの情報も、抽象的で、かつ、漠然とした不安やおそれでは、情報開示を拒否 することはできない性質を有するものである。
- オ また、仮に、「当該文書の内容の真偽や詳細を確かめるために連絡する」として も、電話連絡又は窓口連絡を行うだけである。病院や医師が患者の説明に応じるこ とは、通常の業務の一環に過ぎず、「精神保健指定医及び病院管理者等の業務に支 障を来す」ことはあり得ない。
- カ 精神医療も、医療であり、医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき 行われなければならず(医療法第1条)、患者の求めに応じて、説明しなければい けないのは当然である。強制入院の場合、本人の意思に反してなされる以上、その 説明はより一層、丁寧に行われる必要があり、強制入院であることを理由に、その 責任が免除されるわけではない。
- キ よって、上記情報は、条例第14条第1項第1号に該当せず、不開示事由には該 当しない。

(2) 条例第14条第1項第5号該当性について

- ア 定期病状報告書に記載された「病名」、「生活歴及び現病歴」の欄、「過去6か月間の治療内容とその結果」、「今後の治療方針」、「処遇、看護及び指導の現状」、「重大な問題行動」の欄、「現在の精神症状、その他重要な症状、問題行動等、現在の状態像」、「診察時の特記事項」、措置入院者の症状消退届に記載された「病名」、「入院以降の病状又は状態像の経過」、「措置解除後の処置に関する意見」、「訪問指導等に関する意見」、精神障害等の発見通知書に記載された「発見又は保護の状況」については、事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとし、条例14条第1項第5項に該当し、不開示事由に該当すると判断している。
- イ しかしながら、不開示情報に該当するというためには、その支障は、名目的なものでは足りず、実質的なものであることを要し、かつ、そのおそれも、法的保護に値する蓋然性を有する程度に具体的なものである必要があるというべきである。
- ウ 上記情報は、精神保健福祉法等の法律で記載が要求されているものであり、仮に 開示され、開示請求者の感情や反応を考慮したとしても、その記載を簡略化、消極 化することは容易になし得ないものと解され、その内容が形骸化する具体的なおそ れがあるということはできない。
- エ 精神保健指定医は、精神科医療においては、本人の意思によらない入院や、一定の行動制限を行うことがあるため、これらの業務を行う医師は、患者の人権にも十分配慮した医療を行う必要な資質を備えている必要があり、一定の精神科実務経験を有し、法律等に関する研修を修了した医師のうちから、厚生労働大臣が精神保健指定医を指定するものであって、専門的な立場であることが求められている。このような立場の精神保健指定医が、「本人の反応等を考慮」して、「本人の認識や意に沿わない評価をありのままに記載することを躊躇したり、画一的な記載に終始」したりすることはあり得ない。
- オ 東京地判平成29年5月19日(平成28(行ウ)241号)も、「医師が患者本人に開示した場合の本人の感情や反応を考慮したからといって、その記載を簡略化、消極化することは容易になし得ないと解され、その内容が形骸化する具体的なおそれがあるということはできない。」としている。
- カ よって、上記情報は、条例第14条第1項第5号に該当せず、不開示事由には該 当しない。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 条例第14条第1項第1号該当性について

ア 措置入院は、医師が患者本人の求めにより行う診療とは異なり、医療及び保護の ために入院させなければ、精神障害のために自傷又は他害行為を起こすおそれがあ ると認められる場合に、本人以外からの申請等を契機として手続が進められるもの であり、しかも、本人の意思にかかわらず、強制的に精神病院に入院させることが できる制度であることから、一般に、本人がこの措置に納得していない場合が考え られる。そのため、定期病状報告書及び措置入院者の症状消退届の記載内容は、本人の認識と異なったり、意に沿わない情報であったりすることが想定される。

イ 措置入院者の症状消退届に記載された「精神保健指定医氏名」、「主治医氏名」、「管理者の印影」、「県職員の印影」、及び措置入院患者の定期病状報告書に記載された「生活歴及び現病歴に係る陳述者氏名及び続柄」、「精神保健指定医氏名」、「管理者の印影」の情報を開示することにより、本人が措置入院に関する不満や精神保健指定医、病院管理者、主治医及び陳述者に対し不信感を抱き、当該文書の内容の真偽や詳細を確かめるために連絡する等、精神保健指定医及び病院管理者等の業務に支障を来すおそれがあり、ひいては、当該個人の正当な利益を害する可能性があるため、本号に該当すると判断し、不開示としたものである。

(2) 条例第14条第1項第5号該当性について

ア 措置入院は本人の意思に関わらず、行われる行政処分であることから、措置入院 患者の定期病状報告書に記載された「病名」、「生活歴及び現病歴」の欄、「過去6 か月間の治療内容とその結果」、「今後の治療方針」、「処遇、看護及び指導の現状、 重大な問題行動」の欄、「現在の精神症状、処遇、看護及び指導の現状、重大な問 題行動」の欄、「現在の精神症状、その他重要な症状、問題行動等、現在の状態像」、 「診察時の特記事項」及び措置入院者の症状消退届に記載された「病名」、「入院以 降の病状又は状態像の経過」、「措置経過後の処置に関する意見」、「訪問指導等に関 する意見」は、措置入院及びその継続の要否を判断するために取得した情報であり、 個人の評価又は判断を伴う事務に関する情報であるため、これらの情報を開示する ことが前提となれば、精神保健指定医が本人の反応等を考慮して、本人の認識や意 に沿わない評価をありのままに記載することを躊躇したり、画一的な記載に終始し たりするおそれがあるため、本号に該当すると判断し、不開示としたものである。 イ 精神障害者等の発見通知書に記載された「発見又は保護の状況」は、被通報者に 措置診察が必要であるか否かの判断内容であるため、これらの情報を開示すること が前提となれば、被通報者の反応等を考慮して、被通報者の認識や意に沿わない記 載を簡略化したり、正確に記述することを躊躇したり、画一的な記載に終始したり するおそれがある。したがって、今後の措置入院制度の適正な執行に支障を及ぼす

6 審議会の判断

(1) 本件個人情報の性格及び内容について

本件個人情報は、実施機関が保有する精神障害者等の保護通知書、措置入院者の症状消退届、措置入院患者の定期病状報告書に記載された審査請求人の個人情報である。

おそれがあるため、本号に該当すると判断し、不開示としたものである。

ア 精神障害者等の保護通知書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第23条では、警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長

を経て都道府県知事に通報しなければならないとされている。

「精神障害者等の保護通知書」は、法第23条の規定に基づき、警察から都道府 県知事に提出された通知書であり、被保護者に係る「住所、職業、氏名、年齢」、「発 見の日時」、「発見の場所」、「保護の場所」、「発見又は保護の状況」等の欄から構成 され、それぞれ所定の情報が記載されている。

イ 措置入院者の症状消退届

法第29条の5では、措置入院者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者は、指定医による診察の結果、措置入院者が、入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至ったときは、直ちに、その旨、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならないとされている。

「措置入院者の症状消退届」は、法第29条の5の規定に基づき、審査請求人が 入院していた精神科病院の管理者から都道府県知事に提出された届出書であり、「病 院名」、「所在地」、「管理者名」、「措置入院者の氏名、生年月日、住所」、「措置年月 日」、「病名」、「入院以降の病状又は状態像の経過」、「措置症状の消退を認めた精神 保健指定医氏名」、「措置解除後の処置に関する意見」等の欄から構成され、それぞ れ所定の情報が記載されている。

ウ 措置入院者の定期病状報告書

法第38条の2では、精神科病院又は指定病院の管理者は、措置入院者の症状等 を定期に最寄りの保健所長を経て都道府県知事に報告しなければならないとされて いる。

「措置入院者の定期病状報告書」は、法第38条の2の規定に基づき、審査請求 人が入院していた精神科病院の管理者から都道府県知事に提出された報告書であり、 「管理者名」、「措置入院者」、「措置年月日」、「病名」、「生活歴及び現病歴」、「過去6 か月間の治療の内容とその結果」、「今後の治療方針」等の欄から構成され、それぞ れ所定の情報が記載されている。

(2) 条例第14条第1項第1号該当性について

ア 本号の趣旨

条例第14条第1項第1号は、開示請求に係る個人情報の中に、開示請求者以外の個人の情報が含まれている場合において、これを開示すると、開示請求者以外の個人に関する情報を開示請求者に開示することとなり、それによって、当該個人の正当な利益を害するおそれがあることから、当該個人に関する情報を不開示とする要件を定めたものである。

「当該個人の正当な利益を害するおそれ」とは、開示することによって、個人情報に含まれる開示請求者以外の個人の名誉、社会的地位、プライバシーその他の利益を害するおそれがあることが、個人情報の内容等から判断できる場合をいう。

この場合の判断に当たっては、開示請求者と開示請求者以外の個人との関係及び個人情報の内容等を十分考慮して、個別に判断することが必要である。

なお、開示請求者以外の個人に関する情報であっても、開示請求者が当該個人情

報を知っている立場にあることが明らかな場合、何人でもこれを知り得る情報である場合は、基本的には、正当な利益を害することにはならない。

イ 該当性の判断

本件個人情報のうち、実施機関が条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示とした情報は、措置入院者の症状消退届に記載された「措置症状の消退を認めた精神保健指定医氏名」、「主治医氏名」、「管理者の印影」、「県職員の印影」、及び措置入院患者の定期病状報告書に記載された「生活歴及び現病歴に係る陳述者氏名及び続柄」、「診察した精神保健指定医氏名」、「管理者の印影」であり、これらの情報が本号に該当するか否かについて以下判断する。

(7) 措置入院者の症状消退届に記載された「措置症状の消退を認めた精神保健指定 医氏名」及び措置入院患者の定期病状報告書に記載された「診察した精神保健指 定医氏名」

措置入院は、本人の意思に関わらず強制的に入院させる制度であり、この診察は被診察者の要請に応じてなされるものではなく、都道府県知事の指定する指定医により、被診察者が精神障害のために自傷他害のおそれがあるかを判断するものであって、将来にわたっての病状の改善といった目的のために、医師と患者との相互の信頼、協力関係の下に行われる通常の治療行為とは性質が異なり、指定医は、措置入院に係る診察内容や氏名を被診察者に対して知らせる義務を負う立場にあるものではない。

このような両者の関係を踏まえると、被診察者が診察の内容や指定医の氏名を知ることとなった場合、被診察者がその内容を受け止められず、深刻に思い悩み、本人の心身に悪影響を及ぼし、症状が増悪、再発する可能性は否定できず、また、措置入院の判断に関わった指定医に対して、様々な働きかけを行うことも否定できず、それらの行動が全て冷静な判断の下で行われるとも想定し難い。

確かに、措置入院者が事後的に措置入院に係る経過を知り、措置入院の当否について検討する権利は尊重に値するというべきであり、上記のような事態の発生が全く想定されない場合には「精神保健指定医の氏名」を開示するという判断も考えられるが、本件事案の過去の経緯や事情に鑑みるに、上記のような事態が発生するおそれを完全には否定することはできないため、開示することによって措置入院となった経緯や措置入院と判断した根拠等について、その真偽や詳細等を確かめるために、指定医に不当な追及をし、その平穏な社会生活に影響を及ぼすおそれが認められるため、本号に該当すると判断される。

(イ) 措置入院患者の定期病状報告書に記載された「生活歴及び現病歴に係る陳述者 氏名及び続柄」

措置入院者の状況を指定医の診察を踏まえ正確に報告するという報告書及び報告書中の生活歴及び現病歴欄の性格上、「生活歴及び現病歴」欄の記載は、専門家である指定医の正確な判断のための参考として陳述者が本人の反応等は考慮せず、率直に陳述した内容であることは明らかであり、「生活歴及び現病歴に係る陳述者氏名及び続柄」についても、陳述者は開示されないことを前提として陳述に応

じていると考えられ、これを開示することは、当該陳述者の正当な権利を害する おそれがあると認められるため、本号に該当すると判断される。

(ウ) 措置入院者の症状消退届に記載された「主治医氏名」

「主治医氏名」について、審査請求人は、措置入院中に主治医の診察を受けて おり、審査請求人が主治医の氏名を既知であると主張することには一定の合理性 があり、当該個人情報を知っている立場にあることが明らかな場合に該当すると 認められ、当該不開示部分は本号に該当せず、開示すべきである。

(I) 措置入院者の症状消退届及び措置入院患者の定期病状報告書に記載された「管理者の印影」

「管理者の印影」については、これを開示することにより、悪用される可能性が考えられ、当該管理者の正当な権利を害するおそれがあると認められるため、本号に該当すると判断される。

(オ) 措置入院者の症状消退届に記載された「県職員の印影」

「県職員の印影」については、実施機関が○○病院から提出を受けた症状消退届の内容を確認するために各職員に回覧し、押印により確認したことを示したものであって、当該職員が判断した内容が記載されているわけではないため、この情報を開示したからといって、審査請求人から県職員の平穏な社会生活の妨げとなるような不当な追及を受けるおそれはないと認められる。

したがって、審査請求人以外の個人の正当な権利を害するおそれがあるとは認められないため、当該不開示部分は本号に該当せず、開示すべきである。

(3) 条例第14条第1項第5号該当性について

ア 本号の趣旨

条例第14条第1項第5号は、診療、指導、相談、選考等個人の評価又は判断を伴う事務に関する情報を開示した場合、当該事務の過程等を知らせることとなり、 当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、評価判断情報の不開 示情報としての要件を定めたものである。

「事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる」場合とは、請求者に開示することにより、事務の適正な執行が困難になる可能性が客観的に認められる場合をいい、当該個人に対して、公正な評価、判断が行えなくなるおそれがある場合のみならず、本人の評価、判断に影響はないが、開示することにより、今後、反復・継続して行われる本人以外の者に対する評価、判断を公正かつ適切に行うことを困難にするおそれがある場合も含まれる。

イ 該当性の判断

本件個人情報のうち、実施機関が条例第14条第1項第5号に該当するとして不開示とした情報は、精神障害者等の保護通知書に記載された「発見又は保護の状況」、措置入院者の症状消退届に記載された「病名」、「入院以降の病状又は状態像の経過」、「措置解除後の処置に関する意見」、「訪問指導等に関する意見」及び措置入院患者の定期病状報告書に記載された「病名」、「生活歴及び現病歴」、「過去6か月間の治療内容とその結果(措置入院後3か月の場合は過去3か月間)」、「今後の治療方針」、

「処遇、看護及び指導の現状」、「重大な問題行動」、「現在の精神症状、その他重要な症状、問題行動等、現在の状態像」、「診察時の特記事項」であり、これらの情報が本号に該当するか否かについて以下判断する。

(7) 措置入院者の症状消退届に記載された「病名」、「入院以降の病状又は状態像の経過」、「措置解除後の処置に関する意見」、「訪問指導等に関する意見」及び措置入院患者の定期病状報告書に記載された「病名」、「生活歴及び現病歴」、「過去6か月間の治療内容とその結果 (措置入院後3か月の場合は過去3か月間)」、「今後の治療方針」、「処遇、看護及び指導の現状」、「重大な問題行動」、「現在の精神症状、その他重要な症状、問題行動等、現在の状態像」、「診察時の特記事項」

措置入院は、本人の意思に関わらず強制的に入院させる制度であり、この診察は被診察者の要請に応じてなされるものではなく、都道府県知事の指定する指定医により、被診察者が精神障害のために自傷他害のおそれがあるかを判断するものであって、将来にわたっての病状の改善といった目的のために、医師と患者との相互の信頼、協力関係の下に行われる通常の治療行為とは性質が異なり、指定医は、措置入院に係る診察内容を被診察者に対して知らせる義務を負う立場にあるものではない。

その決定に当たっては、きわめて厳格かつ適正な手続を取ることが必要とされ、 措置入院に係る報告や届出については、正確かつ詳細な記載が求められるもので あると考えられる。また、これらの記載内容は本人の認識と異なったり、意に沿 わない情報であったりすることが想定され、指定医と被診察者は一種の緊張関係 に置かれているといえる。

このような両者の関係を踏まえると、措置入院者が事後的に措置入院に係る経過を知り、その判断の当否について検討する権利は尊重に値するというべきであるものの、これらの情報を開示することが前提となれば、指定医が心理的に重圧を感じることは否定できず、たとえ記録化が必要な事項であっても、記載については医師の判断によるものである以上、特に被診察者の尊厳に関わる機微な内容となりかねない場合などにおいては、症状を的確かつ正確な表現でありのままに記載することをためらうことは十分に想定される。

したがって、実施機関の説明するとおり、今後同種の事務において、精神保健 指定医が本人の反応等を考慮して、本人の認識や意に沿わない評価をありのまま に記載することを躊躇したり、画一的な記載に終始したりするなどの形骸化のお それがあると認められる。また、それに加えて、措置入院制度において診察を行 う指定医の手配が難航するケースもある中で、前述の状況を踏まえると、そもそ も指定医が診察の引受けを見送ることも十分に想定され、措置入院制度の適正な 執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、本号に該当すると判断され る。

(イ) 精神障害者等の保護通知書に記載された「発見又は保護の状況」

「発見又は保護の状況」欄の記載は、警察官が保護時の事実関係及び通報の根拠を簡易に記載したものであり、基本的にはこの情報を開示しても、被通報者の

反応等を考慮して、被通報者の認識や意に沿わない記載を簡略化したり、正確に 記述することを躊躇したり、画一的な記載に終始したりするおそれはなく、今後 の措置入院制度の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、 本号に該当せず、開示すべきである。

ただし、事件・事故等の緊急通報電話である110番通報の内容は、通報者の 具体的な発言が記載されており、被通報者との関係では保護されるべき要請の強 い性格の情報であり、本件においても、これを開示することは、当該通報者の権 利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、「発見又は保護の状況」欄に記載された情報のうち、110番通報の内容については、条例第14条第1項第1号に該当し、実施機関が不開示とした決定は、結論において妥当である。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。